条

埼 玉県 特 定 再 生資源 屋 保管 業 \mathcal{O} 規 制 に 関 する 条例 をここに 公 布 す ź。

令和六年七月九日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第三十四号

埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 特定 再生資源 屋外保管業 0 規制 第 七

第三章 雑則(第二十二条—第三十三条)

弗四章 罰則(第三十四条—第三十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

及 一 条 の生活の び プラ 安全の ス の条 チ ツ 例 確保及 クの は 保管及び 製品等と び 生活環境の保全を 破砕 て 使用 等 に 0 V た 図ることを目的とす 後に再資源 て必要な規 制を行うこと 化 \mathcal{O} ため る。 に 取 引 され ŋ る 金 民 属

(定義)

第二条 号。 され が 項に規定する有害使用 より廃棄物とみなされ の再資源 破砕され 廃棄物 た物を除 以下 \mathcal{O} 「法」とい 条 等に関す (廃 ζ. 切 例 棄物 断さ に お う。 る れ \mathcal{O} 11 るも 法 済機器を 処理及び て 圧縮さ 律 特定再 \mathcal{O} 第二条第 (平成十四年 を含 清 れ 11 . う。 む。 生資源 掃 に関す 又は $\overline{}$ \smile 項に 並 法 解 体され 律第 る法 とは \mathcal{U} 有害使用済 規定する廃 に 放 律 八十七号) 射 たも 次 (昭 性 \mathcal{O} 機器 棄物 和 物 のを含む 各号 質 兀 十 五 第百二十 及びこれ を に (法第十 V 掲 年 V げ 法 る -一 条 の に 七条の二第一 使用済自 律第百三十 を ょ 1 . う。 0 $\widehat{\mathcal{L}}$ 規 7 汚染 定に 動 た れ 車

- 使用を終 と 1 う。 了 収 が 使用さ 集さ れ れ た 製品 7 1 るも (金属又は \mathcal{O} に 限る。 プラス チ ツ ク 次 号 に お 11 7 金
- 収集さ \mathcal{O} 他 れ \mathcal{O} た金属 人 \mathcal{O} 活 等 動 に伴 (製品 11 副 \mathcal{O} 次的 製造、 に得 加 Ĭ 5 れ たも 修理又は \mathcal{O} に 限 販 る。 売、 土木 建 築に 関 す る 工

2

お 解体 V れ 5 \mathcal{O} 条 浄そ 類 定 す に 再 \mathcal{O} る お 生資 他 ŧ V て \mathcal{O} \mathcal{O} 源 処 を 特定再 理を \mathcal{O} 有 保管 11 う。 をする事業 生資源屋外 土 地 に定着 以下同 U 保管業」 (保管を た建造 をする 物 とは \mathcal{O} 破 砕 外を ŧ 屋 外 のを含み、 等 V う。 (破砕、 (屋根 以 自 及 下 切 ら原材 同 び 断、 周 産又は 圧

- して使用するために保管をするものを除く。)をいう。
- 3 業 を行 う 者 例 を に V お う 11 て 特 定 再 生 資 源 屋 外 保 管業者」 と は 特 定 再 生 資 源 屋 保
- 4 可 屋外 同 \mathcal{O} 条第三項 保 (第二十九 管業を行 例 に お \mathcal{O} 1 更新 条を除 う て 者を \mathcal{O} 特定再 許 < 11 可 う。 を含む。 生 及 資 び 源 第四 屋外 第二章 (第 章 保 12 管 許 お 可 V 七 条及び 業者 て 同 U _ 第九 کے $\overline{}$ は を受け 条 第二 第 八 て 項 条 特 を 第 定 除 _ 再 項 < 生 \mathcal{O}
- 5 管業 \mathcal{O} \mathcal{O} 用に 条 例 供 に す お る V 事 て 業場を 特定再 1 生 う 資 源 屋 外 保 管事 業場」 لح は、 特 定 再 生資 源 屋 外
- 6 定 さ 再生資 れ る \mathcal{O} 条 源 定 例 及 再 に び当該 生 お 資源 V 7 物品) これ 保管物」 を 以 外 11 う。 \mathcal{O} لح 物 は、 밆 と — 特 定 体 再 的 生 資 に 保管さ 源 屋 外 れ 保 る 管 場 事 一合に 業 場 に あ お 0 T 11 は て

(特定再生資源屋外保管業者の責務)

- 第三条 と \mathcal{O} \mathcal{O} 保全上 崩落 ŧ に、 特定再生資 定再生資源屋 \mathcal{O} 特定再生資 支障 が 生じ 源 源 屋外 な 屋外保管事業場に 外保管業者は、 ** \ ょ 保 ら努め 管業により な け 特定 県 お れ ば 民 け 再 な る 生資源屋 \mathcal{O} 火災 生 5 な 活 \mathcal{O} \mathcal{O} い 安 発 外保管事業場 生等 全 \mathcal{O} を未然 確 保上 又 に カュ は 防 5 生 止 \mathcal{O} 活 す 保 る 環 管 境 لح 物
- 争 が生じ 特定再 た 生 とき 資源 は 屋 外 誠意を 保管業者 ŧ 0 は て、 特 その 定再 解 生 決に当 資源 屋外 たら 保 な 管 け 事 業場 れ ば な に 5 係 な る 苦 情 又 は 紛

(土地所有者等の責務)

- 第 兀 活 る ときは 保管 環境 条 事 \mathcal{O} 土 業場 地 保 当該 \mathcal{O} 全 上 \mathcal{O} 所 用 \mathcal{O} 特 有者又は 支障 定 再 供 を生じ 生資 す る 土 源 地 ŧ な 屋 を \mathcal{O} 外 V لح 使 保 Ł し 用 \mathcal{O} 管事 て 収 当 で 益 あ 業 該 す 場 土 ることを確 る が 地 権 県 を 原 民 譲 を \mathcal{O} 渡 有 認 生 す しな 活 る 者 \mathcal{O} 又 安 け は は 全 れ 使 ば \mathcal{O} 用 特 な さ 定 6 保 せ 再 な 上 ょ 生 及 う 資 VV び 源 生 屋
- 屋外 特定 県 土 \mathcal{O} 地 責 保 再 \mathcal{O} 務 管業者と協 生 所有 資 源 者 屋 又 は 外 保 土 力 管事 地を Ļ 業場に 使 誠 意をも 用 収 係る苦情 益 す 0 て、 る 権 そ 原 又 は を \mathcal{O} 紛争 有する 解 決 に が 生じ 者は 当 た たとき ら 当 な 該 け は れ 土 ば 地 な 特 に 定 設 5 再 置 な さ 生 11 れ 資
- 第 安全 五. \mathcal{O} 確 県 保 は、 及 び生 ک \mathcal{O} 活 条 環 例 境 \mathcal{O} \mathcal{O} 目 保 的 全 を 12 達 努 成 8 す な る た け れ め、 ば な 市 5 町 な 村 VI と 連 携 L て、 県 民 \mathcal{O} 生 活

 \mathcal{O}

市

町

村

 \sim

 \mathcal{O}

支援等

支援 を 行 県 う は ょ 業 う 市 努め 関 町 す 村 る が な 施 け そ 策 n \mathcal{O} ば に 地 な 域 0 b 11 \mathcal{O} な て、 実情 い 技 術 応 的 U 7 な 助 策 定 言 情 報 又 \mathcal{O} は 提 実 施 供 そ す る \mathcal{O} 他 定 \mathcal{O} 再

努 8 な 項 け \mathcal{O} n ば 策 を市 な 6 な 町 村 い が 実施す る 場 合 12 あ 0 て は 県 は 市 町 村 لح 連 携す る う

第二章 特定再生資源屋外保管業の規制

(住民への周知)

保管業 者 七 外保管事 は、 条 九 \mathcal{O} 条 あ 次 業 12 条 内 6 場 容 お 第 か を周 11 _ じ \mathcal{O} 項 周 \emptyset 7 知 辺 同 \mathcal{O} 地 さ 規 U せる 域 則 可 で定 \mathcal{O} 住民 た \mathcal{O} 同 \otimes \Diamond 申 条 るとこ 必 に 請 第三 要 対 に な ょ 項 L ろ 措 n \mathcal{O} 置 に 特 説 更 を講 明会 定 ょ 新 再 ŋ \mathcal{O} 生資 U \mathcal{O} 許 当該 開 な 可 催 源 を け そ 申 屋 れ 除 請 ば \mathcal{O} 外 <_ 保 他 な に 係 5 \mathcal{O} 管 第 業 な 特 る 九 定再 特定 を 条 11 行 第 生資 再 お 生 う 項 資 源 لح 及 源 す 屋 び 屋

(特定再生資源屋外保管業の許可)

八 方 は け メ メ な 条 そ け \mathcal{O} ル れ 1 を超 ば 定 敷 ル 地が な 再 を超える場合を除く。 えない 5 生 . 隣接 な 資 源屋 11 場合 する特定再生資源屋 ただし、 外保管業を行 (敷 地 が隣接す 特定再生) は、 おうと 外 ۲ る 資 保管事 特定再 源 す \mathcal{O} 限 屋 る 外 り 者 でな 業場の各 生資 保管 は 事業場 源 11 あ 屋 6 敷 外 カュ 保 地 \mathcal{O} U 敷 面 管 \otimes 事業 積 地 知 面 事 \mathcal{O} 水場に 合計 積 \mathcal{O} が 許 あ 百 可 が 平 百 0 を 方 亚 7

- r. け 再 る 特 生資源 書類及 る当該 定 前)ごとに 再 項 生資 業場 \mathcal{O} 屋 び 敷 許 地 源 可を受け 义 外保管事業場 **(**そ 記載 屋 が隣接す 面 を添 の敷 外 L 保 た 付 管 地 ようとす 申請書に前条 事業場及び る特定再生資源 L 面 積が \mathcal{O} て 各敷地 知 んる者 百平方 事 に 提 面 そ は \mathcal{O} 出 \mathcal{O} 積 メ 規定によ 屋 \mathcal{O} 周 次 L な 外 合 辺 1 \mathcal{O} 保管事業場 け ル 各 \mathcal{O} 計 を超 れ 状 が 号 る措置を 百平方 況 ば に な を示 える 掲 げ 5 を含 な す る Ł メ 講じたことを証 义 \mathcal{O} 事 V む。 面 卜 項 (敷 を そ ル 地 を超える場合 特 \mathcal{O} 他 に が 定 限 隣 再 \mathcal{O} る。 接す 規 生 す 資 則 る書面 で る 以 源 に 定 下 屋 同 お 外
- 名 又 は 名 称 及 び 住 所 並 び に 法 人に あ つ て は、 そ \mathcal{O} 代 表 者 \mathcal{O} 氏 名
- 特定 再 生 資源 屋 外 保管事 ·業場 \mathcal{O} 所 在地 及 CK 敷 地 面 積
- 三 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備
- 兀 る 保管 定 再 物 生 \mathcal{O} 規 資 源 則 で \mathcal{O} 定 保 \emptyset 管 る \mathcal{O} 場 区 分 所 \mathcal{O} 位 置 及 び 面 積 並 び に 当 該 場 所 12 お V て 管 す
- 五. 保管 物 を 積 4 上 げ る 高 さそ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 規 則 で 定 8 る 保 管 \mathcal{O} 方 法
- 六 破 砕 等 を す る場合 に あ 0 T は 当 該 破 砕 等 をす る 場 所 \mathcal{O} 位 置 及 び 面 当
- 破 砕 等 \mathcal{O} 種 類 及 び 方 法 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 規 則 で 定 \emptyset る 事 項

七

前

各

に

定

 \otimes

る

t

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

ほ

カン

規

則

で

定

 \otimes

る

事

項

3 4 は 第 前 五. 項 年 項 \mathcal{O} 更 \mathcal{O} 新 許 \mathcal{O} 口 更新 申 \mathcal{O} 請 有 を が 効 受 期 あ け 間 0 な た は 場 け 合 れ 当 ば 該 に お 許 そ 可 11 \mathcal{O} て \mathcal{O} 期 日 間 同 カン \mathcal{O} 5 項 経 起 \mathcal{O} 過 有 算 に 効 ょ 期 7 0 五 間 て、 \mathcal{O} 年 満了 لح そ \mathcal{O} \mathcal{O} 効 日 同 力を までに 項 \mathcal{O} 失う。 許 そ 可

ŧ \mathcal{O} そ 処 分 対 が す さ る れ るま 分 が で さ \mathcal{O} れ 間 な は な き は、 お 効 分 従 を有 前 \mathcal{O} す 許 る 可 は 許 可 \mathcal{O} 有 効 期 \mathcal{O}

5 前 \mathcal{O} 前 許 項 可 \mathcal{O} 場合 \mathcal{O} 有 効 期 お 間 11 て \mathcal{O} 満 許 了 \mathcal{O} 可 日 \mathcal{O} 更新 \mathcal{O} 翌. が 日 さ カュ れ 5 起算 たとき す は、 る ŧ \mathcal{O} そ とす \mathcal{O} 許 る 可 \mathcal{O} 有 効 間 は 従

許 可 \mathcal{O} 基 準 等

九 違反し めるとき又は 条 て は V ると認 そ 前 \mathcal{O} 条 8 申 第 るとき 請 __ \mathcal{O} 項 手 \mathcal{O} 続 は 許 が 可 同 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 申 条 \mathcal{O} 請 例 許 が 可 若 次 を \mathcal{O} L 各 ては は 号 に な \mathcal{O} 掲 条 6 げ 例 な る 基 11 に 基 準 に づ 適 規 合 則 L \mathcal{O} な 規 11 定 لح

- 当該 でに 掲 申 げ 請 に係る る基準に 特 適合 定再 生資源 す る Ł 屋 \mathcal{O} 外保管 で あ る ے ع 業 \mathcal{O} 計 画 が 第 + _ 条 宋第二号 カコ ら 第六
- 定 再 生 資 源屋 外 保管事 業場 が 次 \mathcal{O} 11 ず れ に b 該 当 す る Ł \mathcal{O} で あ る

イ 管 \mathcal{O} 場所 \mathcal{O} 周 井 に 井 1 が 設 け 5 れ 7 ٧V ること。

- 口 合 に あっ 管 物 ては、 \mathcal{O} 荷 重 当 が 直接囲 該荷重に 11 対 に して当該 か カュ り、 囲 又は V) が カュ 構造耐力 かる お そ 上安全であること れ が あ る 造で あ
- 置及 保管 じ た 保 汚水 管 び 又 れ 場 又 は 破 に 所 は 接 油 砕 \mathcal{O} 続 底 が 等 流 面 以 が て 出 下 不 L V 浸透性 る排 「保管等」 又は地下に 水 溝 の材料で覆わ その と 浸透するおそれ 他 いう。 \mathcal{O} 設備が $\overline{}$ れて の場所 設 *\)* けられていること。 るとともに、 がある場合にあって から保管等に伴っ 油水分離 て 生
- 申 請 者が 次 \mathcal{O} 11 ず れ に ŧ 該 当 しな 1 $\sum_{}$ کے

イ 破 産 手 開 始 \mathcal{O} 決定を受け て復権 を 得 な 11 者

口 とが 禁錮 な 以 上 な \mathcal{O} 刑 0 た に 処 せら カコ れ 五. 年 · を 経 そ \mathcal{O} 過し 刑 \mathcal{O} な 執 行を終 わ り、 又 は 刑 \mathcal{O} 執 行 を 受け る

日

5

- た に 関 関 しく 的とする法 0 す 処 日 ス る は せ 第二百二十二条若 カュ 法 5 5 第 五. 第 律 \mathcal{O} 化 律 条例 令で 槽法 年 伞 大正 項 そ を 経 \mathcal{O} を を基 規 五. 成三年法律第 (昭 十五. 号) 除く。 刑 過 則 で定め ーづく 和五 L \mathcal{O} 年法 第二百 執行 な \smile 、処分若 + < V を る 者 律第六十号) は \mathcal{O} 1四条、 七十 終 規 年 第二百四十 Ł -法律第 わ 定に違反 \mathcal{O} くは暴 り、 七 若し 号。 第二百· 又 < 兀 一三号) は \mathcal{O} 七条 したこと 力団員に は 第三十二条 罪を犯 刑 六 $\sum_{}$ の条 \mathcal{O} \mathcal{O} 罪 執 した 若 行 に 例 第二百八 ょ そ 不の三第 を受け る ょ 若 \mathcal{O} り、 不当 こと しく < 他 は 生 に 暴 条、 七 ることが 又 な は 活 力行為 は 行 ょ 項 第二 ŋ 刑 及 為 境 法 び \mathcal{O} 6 \mathcal{O} 等 な 罰 百 第三十二 防 明明 \mathcal{O} 止 治 \mathcal{O} 罰 条 を な 刑 = \mathcal{O} 兀 0
- は + 七 兀 条 \mathcal{O} 兀 \mathcal{O} 三 第 \mathcal{O} 二第 項 (第 匹 項 号に 第四 係 号 る に 部 係 分 を除 る 部 分を 除 若 若 は 第二項 は 第二項

する を執行 規定に 当該 当す 第七 問 分を る ŧ そ 行 日 取 る 社 \mathcal{O} 政 取 消 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 カコ < れ と認 員、 号に 手続 ょ 消 六 他 する社員、 \mathcal{O} 5 起算し \mathcal{O} る に 兀 \mathcal{O} 11 かなる 通知 によ 取 お 条 \mathcal{O} お 第 日から五 \otimes 化 締役 定 6 処 例 若 VI い 分に れ て て 項 を て り 伞 $\widehat{\mathcal{L}}$ (第三号 法 同 許 る者を含む。 名称を有する者 取 五. 第 保る行 締役、 ľ 年を経過 成 \mathcal{O} 用 年 執行役又はこれ 可 は 兀 条例 を経 七 が す 年条例: 若 る 取 執行 場合 過 が \mathcal{O} 政 り 項 規定に (手続法 あ 消 $\hat{\mathcal{O}}$ < 第 以下こ され を含 な 役 第 は な 規 六 0 た 日 六十五 法第十 であ 又は 定に 項又 1 11 ŧ 5 ょ た場合を除く。) 者 む お 平 の号に \mathcal{O} に準じる者と同 る当該取消 **当** る 前 ょ は 11 -成五年 を含 れら 六 号))又は第二十一条第一項第三号に 四 条 る許 第二 かを問わず、 て 該許可 +む。 おい 第十 に 4 日 の三の二第一項第三号 可 以 法 替えて 準 \mathcal{O} 一条第 を 内 て じ 五. 律 取 取 る者をい に 消 同 条 \mathcal{O} 第 である場合にお り消され 等以上 法人に 当該 処分に 準用 ľ, の規定 八十八号) 第十五 しを受け、 項 法 $\overline{}$ す (第 \mathcal{O} 12 あ であ 対 V 人 る場合を た者が 支配力を有す し業務を執 0 ょ 0 兀 役員 る通 その 0 相談 ては た者 **(**法 いて 法 知。 人(法 で 消 る 玉 当 以 顧

ホ 項及 法第 替え に 業 若 な \mathcal{O} \mathcal{O} 一条 第一 1 当 号に び て ことを 十 する旨 五. 準 七 \mathcal{O} た ず は 運 条 用 日 者 れ お 第 条 項若 する 搬 か カコ +決 \mathcal{O} **(当** 11 \mathcal{O} 定す 若 規 兀 兀 5 \mathcal{O} \mathcal{O} 7 場合 該 同 条 定 五. 同 事 Ü 年 条 業 に しく \mathcal{O} る < 事 -を経過 五第三 よる通 は第二 日ま を含 業 \mathcal{O} \mathcal{O} は 全部 規定 処分 は \mathcal{O} 法 廃 \mathcal{O} で む 頃に 第十 規 項 止 に \mathcal{O} 知 \mathcal{O} (再生することを含む。 廃 が な に ょ 定による 間 \mathcal{O} 規定に -四条の る 止 お あ 若 11 0 に 届出 法第 しく 11 \mathcal{O} V 0 た 7 届 て \mathcal{O} 読 七 出 日 ょ は 三の二 (法 相 又 _ は み替 若 般 条 浄 か る 廃 ら当該 許 化槽法 \mathcal{O} 第 L の二第三 くは 棄物 理 え 可 \mathcal{O} T 由 五. 若 準 処分 第四 条 浄 取 第 が 用 項 消 あ \mathcal{O} 化 \sim + る者を 規定 をす 槽法 にお する し処 +兀 < (法 は 一条第二 条 第三十 場 第 分 に VI 産 る \mathcal{O} 業廃 に係 除 ょ て 合 +日 <_ る廃業等の 同 兀 又 八 U 棄物 含 条 は る 項又 お 条第 む \mathcal{O} 処 行 1 で、 分 は 政 \mathcal{O} 7 五. 第三 第二 手 収 \mathcal{O} 뭉 集

定 は \mathcal{O} ホ 規 理 止 棄 由 \mathcal{O} 出 届 す が 日 る 出 あ 又 は 期 六 収 る 若 集若 間内 +第 法 十 < 人 日 を 五. 以 は 除 条 内 < 法 に \mathcal{O} は 第 規 槽 当 運 七 定 該 法 搬 条 に 届 第三 若 の 二 \mathcal{O} 役 出 よる 員 +第三 に < 廃業等 若 係 八条第五 は 処 る 項 分のの 法 < \mathcal{O} \mathcal{O} は 規 人 届 号 規 事 定 (当該事 出 業 則 に で定め が 該 \mathcal{O} ょ あ 当 い る 業 す ず る使用 \mathcal{O} る旨 れ 廃 カゝ 廃 止 棄物 \mathcal{O} \mathcal{O} に 人で に 同 事 お 0 あ \mathcal{O} \mathcal{O} 規

過 を除 た 者 L な は 当該 Ł \mathcal{O} 届 則 出 に で 定 \emptyset る る 個 使 人 用 (当該 人 で あ 事業 0 た者 \mathcal{O} 廃 止 で、 に 当 0 該 11 届 て 出 相 当 \mathcal{O} 日 \mathcal{O} 理 か 5 由 五. が 年 を る

- が 経過 九条第二 な V 項 \mathcal{O} 規定 に ょ り そ \mathcal{O} 事 業 \mathcal{O} 停 止 を 命 5 れ そ \mathcal{O} 停 止 \mathcal{O} 期 間
- 暴力団 者 暴力 (以下こ 員 寸 又 員 \mathcal{O} は に 号に 同号 ょ る お 不 に規定す · 当 な V て 行 \neg 暴力団 る暴 為 \mathcal{O} 力 防 員等 団員 止 等 _ で 12 と な 11 す < なっ る 法 律 第二 日 か 条 ら五年を経過 第六 号 規 定 な す る
- その 業務 の理 に関 由 が あ 不正 る 又は 不 誠 実な行 為をする お そ れ が あ ると 認 \emptyset る に 足 V)
- ヌ ま で 法 営 定代 業に 0 ず 理人 関 れ が法 成 かに 年 者と 該当する 人 で あ 同 る Ł 場 \mathcal{O} 合 行 \mathcal{O} に 為 能 お 力 11 て を は、 有 L その な 11 役 未 員を含 成 年 者 む。 で そ $\overline{}$ \mathcal{O} が 法 定 1 代 カン 理 6 IJ 人
- ル に 該 法 当 人 で する者が そ \mathcal{O} 役員 あ る 又は規則 Ł \mathcal{O} で定 \Diamond る 使 用 人 \mathcal{O} う 5 に イ カコ 5 IJ ま で \mathcal{O} 11 ず れ カュ
- ヲ が あ 個 る 人 で 規 則 で 定め る 使 用 人 のうち イ カコ 5 IJ ま で \mathcal{O} 11 ず れ カゝ 当 す る
- ワ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 2 号及び 用 \mathcal{O} た申 しては 設置 前条 が 第二号に 請書を提 第 ならな 完了 一項 したときは、 \mathcal{O} 掲げ 出し 許可 11 を受け る 7 検査 基 準 を受け 規則で た者は、 に 適 合 定 当該 当該 めるところ て 11 許 特 る 定 可 認 再 に係る特 生資源 に \otimes ょ 5 り れ た 屋 定再生資源 外保 後 知事 で な 管 に 事 け 必 業場 要な れ 屋外保管 ば が 事 前 項 れ 項 第 記

(許可の条件)

+上必要な条 条 第 八条第 件を付 項 す る \mathcal{O} こと 許 可 が に で は きる。 県民 \mathcal{O} 生 活 \mathcal{O} 安全 \mathcal{O} 確 保 上 又 は 生活 境 \mathcal{O} 全

(基準遵守義務)

- 第十一条 ばな 5 ない 特定再生 資 源 屋 外 保 管 許 可 業者 は 次 \mathcal{O} 号 に 掲 げ る 基準 ・を遵守 な け
- 特定 É 再生資 維 持 る 源 こと 屋 外保管事 業場 ※を第九 条 第 ___ 項 第二号 に 掲 げ る 基 準 適 合 す
- 保管 物 定 \mathcal{O} 高 事業場に さが 資 源 規 屋 則 お 外 で定め け 保 る 管 火 事 災 る 業 高 場 \mathcal{O} さを超 発 カン 生 5 又 \mathcal{O} え は 保 な 延 管 焼 VI ように を \mathcal{O} 防 崩 止 落 す す 又 る は ること。 ため 飛 散 及 積 び 4 上げ 定 再 資 れ

- で 定 定 \Diamond る措 生資源 置 を 講 外保管事業場 ずること。 お け る 火 災 \mathcal{O} 発 生 又 は 延焼を 防 止 する た \otimes
- 兀 地 下に 浸透 \mathcal{O} 場所 並 か び 5 に悪臭が 保管等に 発散 伴 2 しな 7 生 じ 11 た ょ うに 汚 水 必 又 要 は な措 油 が 置を講 釆 散 ず ること。 流 てバ
- 五. 保管等に 必要な措 置を 伴う 講ず 騒音又は振動 ること。 に ょ 0 7 生 活 環 境 \mathcal{O} 保 全 上 \mathcal{O} 支 障 が 生じ な 11 よう
- 六 \mathcal{O} 特定再生資源屋外保管事業場 害虫が 発生 しな い ように必要な措 E お 11 置 て、 を講ずること。 ね ず 4 が 生息 及 び 蚊、 は え \mathcal{O}

(変更の許可等)

- 十二条 より、 から第六 な変更であるときは 知 事 号までに 特定再生資 \mathcal{O} 許可 を受 · 掲 げ 源 け る 屋 この 外保 な 事 け 項 限 管 れ を 変更 ば 許 りでない 可 ならない 業者 しようと は ただし、 するとき そ \mathcal{O} 許可 は、 そ に 保る第 \mathcal{O} 変更が 規則 で 八 規 定め 条 第二項 則 で定め ると
- 第七条、 第九条及 び第十条の規定は、 前 項 \mathcal{O} 許 可 に 0 11 て 準 用 す
- 3 (名義貸し たときは、 したとき又は第八条第二項第一号に掲げる事項そ 特定再生資源 \mathcal{O} その 禁止) 屋外 日 から三十 保管許可 日 業者 以内に、 は、 第一項ただし書 その旨を知事 \mathcal{O} に の規 他 届 規 け出 則で 則 で なけ 定める軽微 定める事項を変更 れ ばならな な変更
- 第 十三条 生資源屋 外保管業を行 特定再生資 源 わ 屋外保管許 せて は なら 可 な 業者は、 11 自 己 \mathcal{O} 名 義 をも つ て、 他 に 定 再

(相続)

- 特定再 · 四 条 生 資源 特 定 屋 再 外保管 生 資 源 許 屋 外 可 業者 保 管 \mathcal{O} 許 地 可 ,業者に 位を承 、継する。 0 V て 相 続 が あ 0 た とき は 相 続 人 は
- 2 な けれ 続 前項 \mathcal{O} ば 日 0 なら 規定 から三十 ない によ 日 ŋ 特 以 定再 内 に 2生資源 規 則 で 屋 定め 外保 管 るところ 許 :可業者 に ょ \mathcal{O} り、 地 位 を承 そ \mathcal{O} 旨 継 を 知 た 相 続 届 人 は け

(廃業等の届出)

- 十五条 旨 な を知事に届 0 た に場合に 特 定再生資 け出 お 11 なけ T は 源 れ 屋 当該 外保 ばならな 各号に 管許 可 定め 業者 る が 者 次 は \mathcal{O} 各号の その 日 V ず カュ 6 れ \equiv か +に 日 該 以 当 「するこ 内 に、 そ
- 死亡し た 場 合 そ \mathcal{O} 相 続 人。 ただ し、 前 条 第二項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 届 出 を た
- が 併 に り 消 滅 L た 場 合 そ \mathcal{O} 法 人 を代 表 す る 役 員 で あ 0
- 法 人 が 破 産 手 続 開 始 \mathcal{O} 決 定に ょ り 解散 た場合 そ \mathcal{O} 破 産

兀 法 人 が 併 及 U 破 産 手 開 始 \mathcal{O} 決 定 以 外 \mathcal{O} 由 に ょ ŋ 解 散 た そ \mathcal{O} 清

五. 保管許 . 表す そ \mathcal{O} ,る役員 可 業者 可 に 係 で あ る 特 0 定 た 個 再 生 人 又 資 は 源 特 屋 定 外 再 保 生 管 資 業 を 源 屋 廃 外 止 保 た 管 場 許 可 合 業 者 特 で 定 あ 再 生 0 た 資 源 屋 外

(標識の掲示)

第十六条 生資源 則 で定 \Diamond 屋 特定再 る 外保管事業場ごとに 事項を記 生資 載 源屋 した 外 標識 保 管 を掲げ 許 公 衆 可 業者 \mathcal{O} 見 な け B は す れ ば V 規 場 な 則 所に 5 で 定 な \Diamond VI 氏 るとこ 名又は ろ 名称そ に ょ り、 \mathcal{O} 特 他 0 定 規

応 に \mathcal{O} 規則 より じ 自 動 特定 公 一衆送信 再 公 動 で 生資 衆 的に 定 8 \mathcal{O} 源 閲覧に供 送信を行 る場合を除 (公衆に 屋外保 **於管許可** ょ L うことを なけ き、 0 て 業者 れ 直接受信され 前 11 ば 項に規定す は、 V. な らな 放送又は そ \mathcal{O} V ることを目 る事 事 業 有線 項 \mathcal{O} を電 規 放送 模 的 が 気 に 著 と 通 該当す 信 L て 口 < 線 公 小 るも 衆 に さ カン 接 11 \mathcal{O} 5 続 場合 を除 \mathcal{O} 求 そ T \mathcal{O} う

(台帳の作成及び保存)

 \mathcal{O} 項を 取 則 七条 引 で 記 定 \mathcal{O} 年月 めるところによ 特 載 定 した台帳 再生資 日 及び を作成 相 源屋外保 手方、 り、 L 管許 取引した特 特定再生資 _ 年ごとに 可)業者は 源 定 再生資 閉 屋 鎖 外保管事 特定再生 L な 源 け \mathcal{O} 資源 種 業場ごと れ 類そ ば な 屋外保管業 5 \mathcal{O} に、 な 他 V \mathcal{O} 規 定再 則で定め に 0 生 11 資源 T

る 台帳を 特定再 生資 同 項 \mathcal{O} 源 規 屋 定 外 12 保 管許 ょ る 閉 可 業者 鎖 後 Ŧī. は 年 間 規則 保 存 で 定 L \otimes な け る ところ n ば な 12 5 ょ な り、 11 前 項 規 定 す

(現場責任者)

保管事業場ごとに る業務を適切 八条 定再 12 生 現場 行 資 源 わ せる 責任者を置 屋 外 ため 保 管 許 か 規 可 別で定 業者 な け は れ ば \Diamond 当該 な るところ 5 特 な 定 11 に 再 生資 ょ n 源 屋 特 定 外 再 保 生 資

(勧告及び保管方法の改善命令等)

な 可業者 措置を 九条 知 ず 対 事 は、 ~ き旨 期 次 限 \mathcal{O} \mathcal{O} を定 各号 勧告をすることが \otimes \mathcal{O} 7 い ずれ 特 定再 か に できる 生 該 以当する 資 源 \mathcal{O} 保 とき 管 等 は \mathcal{O} 特定 方 法 再 \mathcal{O} 改 生資 善 源 屋 \mathcal{O} 他 外 保 必 要

- 第八 条第一 一条各号 項 に 又 掲 は げ 第 十二条 る 基準 第 に 適合 項 \mathcal{O} L な 許 < 可 な に係 0 たとき る特 定 再 生 資 源 屋 外 保 管 事 業場
- 定 再 資 源 屋 規 外 定 保 に 管 許 ょ 1) 可 業者 許 可 に が 付 第 さ +れ 条 た条件 (第 十二条 違 第 反 した 項 に お い て 用す る
- 三 定 再 生 資 源 屋 外 保管 許 可 業者 が 前 三条 \mathcal{O} 規定に 違 反 たとき。

な 定 ずる 告 か 再 0 た 資 る 又 が は き 屋 定再 期 で 項 保 きる 間 \mathcal{O} 生資 当該 を定 管 特 \otimes 源 可 ·業者 同 定 7 \mathcal{O} 保 再 項 特 生 定 管 が 再生 等 資 源 正当な \mathcal{O} 資源 方 屋 又 法 外 は 保 理 屋 \mathcal{O} 管許 外 改 由 保管 善 が そ な 可 -業 の 業者 \mathcal{O} 他 る 全 必 に そ 要な措 対 部 \mathcal{O} \mathcal{O} 若 勧 L 告 限 置 期 に は を 限 を定め 講ず る __ 部 措 置 ベ \mathcal{O} き て け そ 止 た لح を \mathcal{O}

(措置命令)

- 第二十条 活 者に ると認 \mathcal{O} 安全 ベ 対 きことを命ずることが 8 \mathcal{O} 知 確保上 5 事 期 れるとき は、 限を定め 若 前 条 は、 第 は生活 て _ 必要な 項 その 第 で 環 ·きる。 支障 限 境 号 度に \mathcal{O} 又 保 は \mathcal{O} 除 お 第二号に 全 去 上 V 又 7 \mathcal{O} 支障が は 当該 発 生 掲 げ 特 る場 \mathcal{O} 生 定 じ、 防 再 止 合 生 \mathcal{O} 又 に 資 は た お \Diamond 源 生 11 屋外 ず て、 る 必 要な 保 お 民 n \mathcal{O} 可
- 合 \mathcal{O} は生 除去 違 にお 知事 反し 可 ず は \mathcal{O} 又 11 は る て て 取 発生の おそれ 第 消 特定再生資 県民 八条第一 \mathcal{O} 防 が 生活 止 あると認めら 項 \mathcal{O} 源屋外保 \mathcal{O} た 0 安全の 規定に めに必要な措置を講ずべきことを命ずることが 管業を行った者に対し、 確保上若しく 違反 れるときは、 して '特定再 必要な は生活環境 1生資源 限度に 屋 期限を定めて、 $\overline{\mathcal{O}}$ 保全上の支障が生じ おい 保 作業が て、 同項の 行 その支障 わ できる。 規定
- 第二十 するに至 一条 った 知事 にときは は、 特 そ 定 \mathcal{O} 再 許 生 資 可 を取 源 屋 り 外保 消 さ 管 な 許 け 可 '業者が れ ば な 5 次 な \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} い ず n カュ に 該 当
- 関する る 第九 て 分 同 若 条第一 じ 法 分に 律 $\overline{}$ 限 は \mathcal{O} 項第三号 規定に る。 法第三十二条第 リ又は 違反 \mathcal{O} 規定に 口 L ワに ハ 刑 ょ \longrightarrow **(**法 項 該当する に ŋ 第二十 処 (法 せら 又は 第 暴力団 二十 Ŧī. に れ 至 条 たことに 0 五 カュ たとき 員 条か 5 E 第 よる ら第 <u>二</u> 十 よる不当 場合 二十 七 条 に な 七 ま 限 行 条 で る。 為 ま \mathcal{O} で \mathcal{O} 防 定 次 \mathcal{O} 号 等 定 お る
- ず 九 れ カュ に \longrightarrow 該当す 項第三 る 号 に ヌ 至 カゝ 0 6 ヲま た とき。 で 同 号 ハ ` チ 又 は IJ に 係 る Ł \mathcal{O} に 限 る
- 第九 当 する に至 項第三 0 た と 号 ヌ か 5 ヲ ま で 同 号 = に 係 る ŧ \mathcal{O} 12 限 る。 \mathcal{O} 11 ず れ カュ
- 兀 至 0 た 九 とき 条第 (前三号 項第三号 に 該 イ 当 カゝ す 5 る \sim 場合 ま で を 又 除 は ヌ か 5 ヲ ま で \mathcal{O} 11 ず れ カュ に 該 当 す
- 五. 九 第 項 又 は 前 条 第 項 \mathcal{O} 規 定 に ょ る 処 分 に 違 反 L た لح
- 六 不 正 手 り 第 八 条 第 項 又 は 第 十二条第 項 \mathcal{O} 許 可 を 受 け
- は 定 再 資 源 屋 外 保 管 許 可 業 者 が 第十 九 条 第 項 第 _ 号 又 は 第二号 \mathcal{O}

い n カコ 当す る لح き そ \mathcal{O} 許 可 を 1) 消 す Ć と が で きる。

- 3 生資源 を受け 定 再 屋 生 項 外 資 \mathcal{O} 保 遅 源 規 滞な 管事 屋 定 外 に 業場 保 < ょ 廃 管 り が 許 第 止 規 L 可 八 業者 条第 なけ 則で 定め れ _ ば 項 لح る基 なら い \mathcal{O} う。 許 な 準 可 $\overline{}$ に V 適合 取 は り 消 L 取 り さ 7 消 れ 11 · た 者 ることに さ れ た 次 許 可 項 0 12 に 11 7 係 お 知 る 11 事 特 7 定 \mathcal{O} 再 旧
- 4 を受け を廃止 旧 す 定 る 再 ま 生 資 で 源 \mathcal{O} 屋外 間 保管許可 前 一条の 規定 業者 は、 $\widehat{\mathcal{Z}}$ そ れ \mathcal{O} 6 許 \mathcal{O} 規定に 可 に 係 係 る る罰 特 定 則を含 再 生 資 む。 源 屋外 保 \mathcal{O} 適 用

第三章 雑則

(報告徴収)

第二十二条 定 8 関係者に ることができる。 再 生資 対し、 源 で 知 あ 事 特定 るこ は 再 لح 生資 \mathcal{O} \mathcal{O} 疑 条 源 例 11 屋 \mathcal{O} \mathcal{O} 外 あ 施 保 る 行 管業 物 必 \mathcal{O} 屋 要 に 外 な 関 限 に 度 お 期 に け 限 る お 保 を 11 定め て、 管 を 業と て、 特 定 す 必 再 要な る 生 資源 者そ 又 は 他

(立入検査)

- 第二十三条 生資源 る者そ 類 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 又 他 は \mathcal{O} 他 特 知 物 \mathcal{O} 関係者 定再生 件 事 を検査 は、 資 \mathcal{O} さ 源 事業場、 \mathcal{O} せ、 条 で あ 例 又 る \mathcal{O} は 事 こと 施 務 関係者に 行 \mathcal{O} 所 そ 疑 必 要 \mathcal{O} 11 質問 他 \mathcal{O} な あ 限 \mathcal{O} 施設に させることが る 度 物 \mathcal{O} お <u>\f\</u> 屋 11 て、 5 外 12 入 できる り、 お 当 け 該 台 職 る保管を 員 帳 特定 再
- 前 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 規定 請 求 が に あ ょ り 0 た 1 一入検査 لح き は を す 関 の当該 係 者 に 提 職 示 員 L は な そ け \mathcal{O} れ 身分を示す証 ば なら な 11 0 明 書を 携帯
- 3 第 て は 項 ならな \mathcal{O} 規 定に V ょ る 立 入 検 査 \mathcal{O} 権 限 は 犯罪 捜 査 \mathcal{O} た \Diamond に 認 \otimes 6 れ た ŧ \mathcal{O}

(指導及び助言)

第二十四条 屋外保管 全を 义 業者 る た 知 に対 事は、 \otimes に 必 L 特定再 要 な指 県 民 導 生 \mathcal{O} 資源 及 生 活 び 助 \mathcal{O} 屋 安全を 言を 外 保 行 管業を行 確保 う ŧ す \mathcal{O} るととも お لح す うとする者 県 又 は 民 \mathcal{O} 生 定 活 再 環 資 境 源

(事故時の措置)

- 第二十五 ず る り 置 お そ 民 条 な を れ \mathcal{O} 特定再 ず が 生 れ る あ 活 な とと る \mathcal{O} 安全 生資 لح き な ŧ) に、 は、 源 11 \mathcal{O} 確 屋 保上 直ち 外 速 B 保 管業 若 カゝ に に L 当 そ 者 < 該 \mathcal{O} は は 事 支 生 障 活 故 特 環 定 \mathcal{O} \mathcal{O} 境 再 状 除 去 況 \mathcal{O} 生 又 保 資 及 は び 全 源 当 発 上 屋 該 生 \mathcal{O} 外 保 支 措 \mathcal{O} 障 管 置 防 止 が 業 \mathcal{O} 概 生 \mathcal{O} 要 た ľ を 8 る \mathcal{O} 又 知 は 故 応 急 生
- 2 は 定 再 生 資 源 屋 外 保 · 管業者 が 前 項 \mathcal{O} 措 置 を 講 ľ て 11 な 11 لح \otimes ると き

を命ずることが とを命じ 又は 定再生資 できる 期間 源屋 を定 \Diamond 外保管業者 て 特 定 再 生資 に対 源 屋 期限 外 保 管業 を定 8 \mathcal{O} 全 て当該措 部 若 置を講 は ず ~°

(許可等に関する意見聴取)

第二十六条 に該当する事 11 て同じ。 第九 条第一 $\overline{}$ 知 事 \mathcal{O} 由 有無 にあ 項第三号チ又は は、 第八条第 12 0 2 て 11 は て、 同 _ 埼玉県警察 号チに係る ヌ 項 か 又 5 は第十二条 ワま 本部長 ŧ で \mathcal{O} に該当する に 第 .限る。 \mathcal{O} 項 意見を聴 \mathcal{O} 次 事 許 項 由 可 及 < を 同 ŧ び し 第二十 よう 号 \mathcal{O} とする ヌ か 八 5 す ヲ る

長 項第三号チ又はヌ の意見を聴 は、 第二十 くことが 一条第 カュ できる らワ _ まで 項 \mathcal{O} 規定 該当す に ょ る る 事 処分をし 由 \mathcal{O} 有無に ţ う とす 0 V ると て、 きは、 埼玉県警察 第 九 本 条

(関係行政機関等への照会等)

第二十七条 とがで į きる。 関 係行 知 事は、 政 機 関 前 又 は関係地 条に規定するも 方 公 共団 \mathcal{O} 体 \mathcal{O} ほ 対 カコ この 会し 条 例 \mathcal{O} 又 規定に基づく は 協 力 を 求 · 事 務 め

(知事への意見)

第二十八条 理由が 条第 ることが 講ずることが あ 項第三号チ るた で きる。 埼玉県警察本部長 め、 必 要で 文は 知 事 が当該 あ ヌからワま ると認 は 特定再生資源 \otimes る場合 でに該当する事由 特定再生資源屋外保 は 屋外保管許 知事 が 管許可 可 対 あると疑うに 業者に対 業者に そ \mathcal{O} 旨 L \mathcal{O} 7 足 0 適当な りる 意見を て、 相 当な 述

(手数料

第二十九条 により、 る者又は 第十二条第 手数料を納 第 条第 8 な 項 項 け \mathcal{O} \mathcal{O} 許 れ ば 可 可 を受け 若 な 5 な < よう は い 同 とす 条第三 る 者 項 \hat{O} は 許 别 可 に \mathcal{O} 更新 条 例 を受け で 定め Ĺ る いうとす

(財政上の措置)

第三十条 努めるものとする 生活環境の保全に関 県は、 特定再 す 生資 る施策を 源 屋 推進する 外保管業に た め、 9 V て、 要な 県 財 民 政 \mathcal{O} 上の 生 活 措置を講 \mathcal{O} 安 全 \mathcal{O} ず るよ 保 及 び

(適用除外)

第三十一 1 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 規定 は 次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} 11 ず れ カュ に 該当す , る場合 は 適 用 な

- 玉 又 地 方 公 共 寸 体 が 定 再 生 資 源 屋 保管 業を 行 う 場合
- 廃 物 \mathcal{O} 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る法律 施 行 規 則 ~昭 和 兀 十六年厚生省令第三十

- 生資源 指定を受け 屋 第十三条 外保管業 た者が \mathcal{O} を行う場合 当 該 許 号に 可 認 定める廃 定、 委託 棄 物 又 は \mathcal{O} 指 処 理 定 E に 係 係 る る 事業場 許 可 認定、 に お V て 委 託 特 定 又 再 は
- 三 お 業者又は 1 使用 特 済 定再生資 第 自 六十 動 車 七 \mathcal{O} (源屋外 再資源 条 第一 保管 項 の 化等 業を行う場 許 に 関 可を受け す る 法 合 た 律 破砕 第 六 業者 条 が 第 当 該許 項 \mathcal{O} 可 許 に 可 を受け 係 る事 業 た 所 解
- (市町村の条例との関係)
- 第三十二条 ŧ 9 \mathcal{O} 11 では て必 要な規制 な 11 \mathcal{O} 条例 を行 \mathcal{O} うため 規定 は、 市 地 町 域 村が条例 \mathcal{O} 実情に応じ で必要な て、 特定再 規定を定め 生資 源 ることを 屋 外保 妨 管業 げ
- るところに 村 \mathcal{O} 市 条例 \mathcal{O} 町 区 村 域 \mathcal{O} が ょ 趣旨に 定 に り、 お \otimes る 11 ては 当該 特 則 定 たも 市 再 適用 町 生 村 \mathcal{O} 資 \mathcal{O} で 源 条例 あ 屋 な V る 外 保管 \mathcal{O} ŧ 規 \mathcal{O} 定 業 لح に \mathcal{O} 相当するこ 規 T 知 制 事 に が 関 認 す 0 \emptyset る 条例 ると 条 例 き \mathcal{O} \mathcal{O} 規 は 規 定 定 は \mathcal{O} 則 内 当 容 定 が 8 市

(委任)

第三十三条 \mathcal{O} 条 例 \mathcal{O} 施行 に 関 L 必 要な事 項 は 規則 で 定 \Diamond る

第四章 罰則

- 第三十四条 \mathcal{O} 罰金に 処する。 次 \mathcal{O} 各 号 \mathcal{O} 11 ず れ カ に 該当す んる者は __ 年 以 下 \mathcal{O} 懲 役 又は 百 万 円 下
- 業を行 第八条第一 つた者 項 又 は 第十二条第一 項 \mathcal{O} 規 定に違反 L て 特 定 再 生 資 源 屋 外 保
- 不正 \mathcal{O} 手段に り 第 八 条 第 項 又 は 第 十二条第 _ 項 \mathcal{O} 許 可 を 受 け た
- 三 第十三条 \mathcal{O} 規定に違反 L て、 他 人に 特 定 再 生資源 屋 外 保管業を 行 わ せ た 者
- 兀 第十 九 条第二項、 第二十条第一 項若 L < は 第二項 又 は 第二十五 条第二 項 \mathcal{O} 規
- 定による命令に違反した者
- 第三十五条 五十万 8 定 に違反 ら れ 円 る前 l 以 て、 下 に 第九条第二項 0 特 罰金に 定再生資源屋外 第九条第一 処する (第十二条第二 項 第 保 一号及び 管事業場を使用 項 第二号に 12 お 11 掲 て準 L げ た る基準 者 用 する は、 場合 六 に 適合 月 を含 以 下 L む て \mathcal{O} 懲役 又 لح \mathcal{O} 認 は 規
- 第三十六条 次 \mathcal{O} 各号 \mathcal{O} V ずれ カュ に 該当す る者は 三十 万 円 以 下 \mathcal{O} 罰 金 に . 処 す
- 第十二条第三項、 \mathcal{O} 出 を L た者 第十 四条第二項 又 は 第十 五. 条の 規 定 に ょ る 届 出 をせ ず 又
- 第二十二条 \mathcal{O} 規定 に ょ る 報告 Iをせず、 又 は 虚 偽 \mathcal{O} 告 を L た
- 三 第二十三条第 項 \mathcal{O} 規定に よる立入検 査を拒 み、 妨げ 若 < 、は忌避 又

を を科 し 下 た 使用 七 す \mathcal{O} 項 きは 項 そ に お 定 \mathcal{O} 行 他 11 法 為 て \mathcal{O} 同 人 者 従 る を罰 業者 で U 質 問 な が す $\overline{}$ る 寸 \mathcal{O} ほ そ 代 体 \mathcal{O} 表 で カュ て 者若 答弁 法 代 そ 表 人 又 者 を L \mathcal{O} 法 は < せ 又 は は 人 人 管 管 又 \mathcal{O} 業務 理 理 は 人 人 に 又 \mathcal{O} に 関 は 定 対 法 L L \Diamond 虚 て 人 \mathcal{O} 偽 若 £ 前 あ \mathcal{O} 三 る 各 条 弁 本 は \mathcal{O} \mathcal{O} 条 違 人 反 \mathcal{O} 含 た \mathcal{O} 行 代 罰 J. 理 為 金

又 は被疑 人が 法 人 で 者と そ な \mathcal{O} 11 す 訴 寸 る場 訟 体 行 に 合 為 0 \mathcal{O} に V 刑 0 7 事訴 き当 前 項 訟 該 \mathcal{O} に 法 規 関 人 定 す で \mathcal{O} る な 適 法 用 11 律 寸 が 体 あ \mathcal{O} 規定 を代 る 場 を準 表 合 す に 用 る は す ほ る か、 そ \mathcal{O} 表 を 者 被 又 は

附則

(施行期日

 $\sum_{}$ \mathcal{O} 条 例 は、 令 和 七 年 月 日 カュ 6 施 行 す

(経過措置)

- 二条 と 月 で 従前 間 いう。 \mathcal{O} 間 は 項た この条 に \mathcal{O} $\overline{}$ 同 だ 項 定再 は、 規 L \mathcal{O} 則 書 例 生資 許 この で定 に \mathcal{O} 可 該 施 を受 8 条 当 行 源 屋 す 例 るところに \mathcal{O} け 外 る 際 \mathcal{O} な 保 施 ŧ 現 **ド管業者** 11 行 \mathcal{O} に で、 \mathcal{O} を 特 ょ 日 除 定 特定再 り、 は、 <_ 再生 **议** 以 施行 下 資 知 生資源屋外 下 事 源 「施行 に届 一従 屋 日 カュ 外保管業を行 前 け 5 日」という。 \mathcal{O} 起 出 保管業を行 特定再生資 算 な け L て六 れ ば 0 \smile 月 て な 源 うことができ 6 を経過す 11 から起算して六 屋外保管業者 る者 な 第 る 日 八
- 3 保管業者は 前 項 に 規 定 す 施 る 期 行 間 日 に第 内 に 八 条 同 第 項 __ 0 項の 規定 許 12 可 ょ を受け る 届出 た を ŧ た \mathcal{O} とみ 従前 な \mathcal{O} す 定再 生 資 源 屋
- 4 が この 十二条 九 条第 前 出 条 を \mathcal{O} 第 例 しな 特 一項 の施行 定 _ か 第二 項 再 生資 \mathcal{O} 0 号 許 \mathcal{O} た 際 従 源 可 口 現に 前 屋外 を受 及 \mathcal{O} U 使用し け 保 特定再生資 同 **ド管業者** た 条第二項 場合を て 11 (第二 源 る特定再生資 除 (当該 屋 < 外保 項 \smile に規定 従前 管業者を除 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 源 す 特 屋 は、 定 る 外保管事業場に 再生資 期 適用 間 内 次 源 L 項 屋 な E 同 外保 V 項 お \mathcal{O} い 0 管 規 て 11 業者 同 定 て が
- 5 生資 前 第 源 \mathcal{O} 屋 特 号 外 定 \mathcal{O} 保 再 管事 規 生 定 資 業 は 源 場 屋外 施 に 保 行 2 管 日 1 カゝ て 業者がこ 5 は、 起 第九 算 \mathcal{O} て 五 条第 条 例 年 \mathcal{O} -- 間は 項第二 施 行 \mathcal{O} 適用 号 際 現に 口 な 使 を 除 用 11 て $\overline{}$ 11 及 る び 定
- 6 生資 前 源 カン \mathcal{O} 特 屋 起 外 定 算 保 再 L 生 事 資 7 六 業 源 場 月 屋 を に 外 経 保 0 管 過 V 業者 す 7 は る が 日 第 ま で + \mathcal{O} 条例 \mathcal{O} _ 条 間 第二号 は \mathcal{O} 施 行 用 カコ \mathcal{O} 際 5 第 現に な 六 号 使 ま 用 で 1 \mathcal{O} 7 規 11 定 る は 定
- \mathcal{O} カコ \mathcal{O} 6 求 定 再 8 生 が 資 あ 源 0 た場 屋 外 合 保 管 は 業者 規 則 は で 定 \Diamond 定 る 再 事 生 資 項 に 源 屋 0 外 11 保 T 管 説 事 明 業 場 な け \mathcal{O} 周 n ば 辺 な 地 域 6